

第6号様式別表5記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、地方税法（以下「法」という。）第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とをあわせて行う法人（以下「非課税事業をあわせて行う法人」といいます。）、法人税法第62条第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人、同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人、同法第68条の3の2第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

また、外国の事業に帰属する所得のある法人又は非課税等所得のある法人は、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
2「所得金額又は個別所得金額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の37の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の46の欄の金額を記載します。 ただし、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4の2付表）の9の欄に記載された金額がある場合には、その金額を46の欄の金額に加算した金額を記載します。	
3「損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額②」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の37の欄の計算上損金の額に算入している所得税額がある場合において、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の46の欄の計算上損金の額に算入している所得税額がある場合において、当該所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は同法第81条の7の規定により納付した所得税額を損金の額に算入していない場合においては記載する必要はありません。	
4「損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額③」	法人税の明細書（別表12(1)）の9の欄の金額又は14の欄の金額のいずれか低い金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に係る部分の金額に限ります。）を記載します。	
5「損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の1の欄の当期利益又は当期欠損の額の計算上損金の額に算入した外国法人税の額から同明細書（別表4）の32の欄に記載した金額を控除して得た金額を、連結申告法人にあっては同明細書（別表4の2付表）の1の欄の当期利益又は当期欠損の額の計算上損金の額に算入した個別外国法人税の額から同明細書（別表4の2付表）の41の欄に記載した金額を控除して得た金額を記載します。	
6「商工組合等の社外流出による益金算入額⑤」及び「商工組合等の留保所得に係る損金に算入された額⑥」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人が記載します。	
7「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる法人税法第62条第2項の規定の適用を受ける法人	

欄	記載のしかた	留意事項
による移転資産等の譲渡利益額⑥」及び「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額⑭」	が記載し、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の42の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の48の欄の金額を記載します。	
8 「益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額⑧」	法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の29及び30の各欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載します。	
9 「外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額⑨」	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額を記載します。	
10 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」	法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載します。	
11 「特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額⑫」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人及び同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
12 「特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額⑬」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第68条の3の2第1項の規定の適用を受ける法人及び同法第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
13 「外国の事業に帰属する所得⑰」	法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする場合には、外国の事業に帰属する所得から当該所得に対して課された外国法人税の額（⑩の欄の金額）を控除した額を、区分計算の方法によらない場合は、⑳の欄の金額を記載します。	
14 「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額㉑」	第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額又は第6号様式別表10の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	
15 「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉒」	法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表11の㉑の欄、㉒の欄又は㉓の欄の金額を記載します。	
16 「非課税所得の区分計算」（㉔から㉕までの欄）	外国の事業に帰属する所得及び鉱物の掘採事業の所得の区分計算のできない法人が記載してください。	
17 「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数㉖」及び「期末の総従業員数㉗」	<p>(1) 従業員の数は、当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業員の数により記載します。</p> <p>(2) 収入金額課税事業をあわせて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業員の数を除いた人数を記載します。</p> <p>(3) 非課税事業をあわせて行う法人にあっては、非課税事業に係る従業員の数を含む人数を記載します。</p>	法第72条の24前段の規定による区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人は記載する必要がありません。
18 「鉱物の掘採事業の所得」（㉘から㉙までの欄）	㉘の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉙の欄に転記してください。	㉘から㉙までの欄は鉱物の掘採事業の所得を区分計算する法人は記載する必要がありません。

